

改正

平成26年 3月24日告示第45号

磐田市建設工事総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、本市が発注する建設工事の品質を高めるため、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする入札(以下「総合評価落札方式」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第2条 総合評価落札方式の対象は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であって、磐田市建設事業審査委員会(以下「委員会」という。)が適当と認めるものとする。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等に関する提案(以下「技術提案」という。)によって、工事価格に関連して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額(以下「補償費等の支出額等」という。)を加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる建設工事
- (2) 技術提案によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性等の性能及び機能に相当程度の差異が生じると認められる建設工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする建設工事にあつて、技術提案によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生じると認められる建設工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合評価落札方式に適合すると認められる建設工事

(学識経験者への意見聴取)

第3条 市長は、総合評価落札方式を行うときは、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(落札者決定基準)

第4条 総合評価落札方式を行うときは、令第167条の10の2第3項の規定により、あらかじめ、当該総合評価落札方式に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、評価の基準、評価の方法、落札者決定の方法のほか、必要に応じてその他

の基準を定めるものとする。

(入札公告又は入札通知)

第5条 市長は、令第167条の6又は12に基づき、次の各号に掲げる事項を公告又は通知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の方法による旨
- (2) 総合評価落札方式に参加するための要件
- (3) 落札者決定基準
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(技術提案の提出及び審査)

第6条 総合評価落札方式の実施に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に技術提案の提出を求めるものとする。

- 2 委員会は、技術提案の採否について審査するものとする。
- 3 前項における技術提案の審査に当たっては、当該技術提案の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、入札参加者から意見聴取を実施するものとする。

(技術提案の不採用に関する説明等)

第7条 前条第2項の規定により技術提案の不採用の決定を受けた入札参加者は、当該決定に異議があるときは、書面により説明を求めることができる。

(評価の基準)

第8条 第4条第2項に規定する評価の基準は、工事特性等に応じて評価項目を別に定めるものとする。

- 2 前項による評価項目の得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。
- 3 第1項に規定する評価項目の評価に応じて与えられる得点を評価点とし、入札者からの技術提案等が発注者が示す標準案を満たしていれば標準点を与え、更に評価に応じて加算点を与えるものとする。
- 4 補償費その他の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目として得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算するものとする。

(評価の方法)

第9条 第4条第2項に規定する評価の方法は、入札者の申込みに係る評価点を当該入札者の入札価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格)で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。ただし、入札価格が、磐田市低入札

価格調査制度実施要綱（平成22年磐田市告示第37号）に規定する調査基準価格の算定方法による調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合は、調査基準価格を評価値算定上の入札価格として算出する。

（落札者の決定方法）

第10条 第4条第2項に規定する落札者の決定方法は、落札者決定基準に基づいて技術提案を評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを落札者とする。ただし、落札者が次の各号のいずれかに該当する価格であるときは、令第167条の10の2第2項の規定により、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利な者を落札者とする。

（1） 落札者の申込みに係る価格によっては、当該落札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格であるとき。

（2） 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められる価格であるとき。

2 前項において評価値の最も高い者が、調査基準価格を下回る場合は、別に定める低入札価格調査を実施して落札者の決定をするものとする。

3 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日告示第45号）

この告示は、平成26年4月1日より施行する。